

# 事業所承認規則

事業所承認規則

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 規則 第 29 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

**ClassNK**  
一般財団法人 日本海事協会

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

## 1 編 総則

### 2 章 審査

2.3 を次のように改める。

#### 2.3 承認審査

1. 承認審査では、本会は、次に規定する書類調査及び現地調査の結果に基づき、事業所の審査を行う。

~~2.~~ 書類調査

(1) (省略)

(2) 本規則による承認を受けることを希望するサービスの提供事業所は、書類調査のため、次に掲げる資料を本会に提出し、その品質システム等が本規則に適合していることを確認されなければならない。

(a) 承認の対象となる事業所の概要（所在地、沿革、資本金、組織図（子会社を含む。）、従業員数、主要サービス及びその実績等）

(b) 指定の代理業者、子会社及び外注業者のリスト

(c) 承認を受けようとするサービスの提供に必要な装置及び設備（測定機器、作業場及び材料・部品保管施設概要、外注工事及び外注品の一覧表等）

(d) 製造者の承認認証が必要となるサービスの提供事業所にあつては、承認を受けようとする特定の製造法及び装置の型式に対するサービスが承認認証されていることを示す文書。

((e)から(m)は省略)

(n) 承認の対象となるサービスに従事する技術者が、サービスの実施にあたっての行動規範又はそれに準じるものを認知していることを確認できる文書

~~(o)~~ その他本会が必要と認める資料

~~3.~~ 現地調査

前~~2.~~に規定する書類調査の結果が良好である場合、次の(1)から(3)に従い、現地調査を行う。

(1) 製品の製造事業所の現地調査では、前~~2.~~に規定する書類調査によって調査された資料に基づき、事業所の品質システム等が適切であることを確認する。

(2) **2編4章**の適用を受ける事業所にあつては、承認の対象となる製品についての承認試験を実施し、良好な試験結果であることを確認する。

(3) サービスの提供事業所の現地調査は、次の(a)及び(b)による。

(a) 事業所が、前~~2.~~に規定する書類調査によって調査された資料に従って適切に組織及び管理されていることを確認する。

- (b) 承認の対象となるサービスについての模擬試験を実施し、良好な試験結果であることを確認し、当該サービスを提供する能力があることを確認する。

### 3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

#### 1 章 通則

##### 1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

##### 1.1.1 適用

-1. 本編の規定は、次に掲げる事業所に対して適用する。

(1)から(16)は省略)

(17) 有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験実施事業所

(178) 前(1)から(167)以外の事業所

-2. 前-1.(1)から(167)に掲げる事業所は、1 編の規定によるほか、本 3 編の該当規定にも適合しなければならない。

-3. 前-1.(178)に掲げる事業所は、1 編の規定によるほか、本会の適当と認める規定に適合しなければならない。

-4. 前-1.(1)から(167)に掲げる事業所にあつては、複数のサービスステーションが単一の会社に所有される場合には、1.2.5-6.から-9.に規定による場合を除き、事業所ごとに審査及び承認を受けなければならない。

## 11章 ロールオン・ロールオフ船のバウドア，スタンドア，サイドドア及び内扉の 検査事業所

### 11.3 技術者及び監督者

#### 11.3.1 資格等

-1.を次のように改める。

-1. ロールオン・ロールオフ船のバウドア，スタンドア，サイドドア及び内扉の非破壊検査試験の実施者は，本会が適当と認める非破壊試験の実施に関する資格を有していること。

## 16章 遠隔検査技術を用いた精密検査事業所

### 16.3 技術者及び監督者

#### 16.3.1 教育，訓練

(5)を次のように改める。

1.2.2 に規定する教育・訓練手順書には，少なくとも次に掲げる事項についての知識を習得する為の手順を含めなければならない。

- (1) 海洋関連用語
- (2) 該当する船種及び海洋構造物の構造（内部構造を含む）
- (3) 遠隔検査装置及びその操作
- (4) 各船種の区画の検査計画（無人航空機を使用する場合の飛行計画を含む）
- (5) 本会が適当と認める国際規格又は国家規格に従う板厚計測及び非破壊検査試験（サービスの一部である場合）

17章の表題を次のように改める。

## 17章 水密性電線貫通部の検査事業所

### 17.1 一般

17.1.1 を次のように改める。

#### 17.1.1 適用

本章の規定は、移動式海洋構造物又は船舶の船上の水密性電線貫通部の関連の認定及び製造者による施工手引きへの適合（貫通する電線の種類、貫通部の寸法、充填率及び防熱の詳細等について）の検査を行うサービス提供事業所に適用する。

#### 17.1.2 承認

-1.から-3.を次のように改める。

-1. 本章の手順は、水密性電線貫通部及び船舶の製造者が事業所として検査を行う場合にも同様に適用される。

-2. 水密性電線貫通部の検査に従事する事業所は、サービスを提供する型式及び種類ごとの貫通部の検査に関する資格を有し、訓練及び認可に関する確立されたシステムに従って認可されている又は承認されていることを証明できる文書を提供しなければならない。

-3. 製造者が廃業している場合又は技術サポートの提供を終了している場合には、事業所は、該当の水密性電線貫通部に関する事前の認可及び／又は長期の経験及び証明された専門知識に基づき、認可された事業所として認可を得ることができる。

### 17.2 品質システム

#### 17.2.1 人員の資格及び教育等

-2.及び-3.を次のように改める。

##### -2. 教育及び訓練

(1) 人員に初回の認定証明書を発行するための訓練は、少なくとも次の(a)から(d)に掲げる項目について文書化したものを使用して実施しなければならない。

(a) 水密性電線貫通部の検査に関する手順及び指示

(b) 水密性電線貫通部（初回施工時及び就航後船舶に設けられたもの）にしぼし見受けられる不具合

(c) 国際条約を含む関連規則及び規制

(d) 水密性電線貫通部（初回施工時及び就航後船舶に設けられたもの）の水密性電線貫通部記録書における報告作成手順

(2) 人材の教育及び訓練には、認定を受ける人員が実際の水密性電線貫通部を用いた検査に関する実践的かつ技術的な訓練を含める必要がある。技術訓練には、水密性電線貫通部の分解、再組み立て及び調整に関する技術を習得するための訓練を含める

必要がある。座学訓練には、認定を受けている経験豊富な熟練者の監督の下、認定を受けるサービスに関する実地経験を得るための補習を含める必要がある。

-3. 初回の証明書及び証明書の更新

事業所は、初回の証明書の発行及び証明書の更新の際に、人員の認定のため、水密性電線貫通部を使用した訓練において人員が十分な能力を有することが評価されたことが確認された旨の文書を本会に提出しなければならない。

## 17.2.2 事業所への要件

-1.(2)を次のように改める。

-1. 事業所は、次の(1)から(2)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。

- (1) 製造者により提供される情報、マニュアル、指示書、訓練手引書等
- (2) 水密性電線貫通部の施工及び保守にあたり適切とされるすべての状態を示した型式承認証書

## 17.3 本会への報告

17.3.1 を次のように改める。

### 17.3.1 報告

事業所は、検査の完了に伴い、水密性電線貫通部の状態を確認した旨の報告を発行するとともに、検査の結果を水密性電線貫通部記録書に記録しなければならない。

18章として次の1章を加える。

## **18章 有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験実施事業所**

### **18.1 一般**

#### **18.1.1 適用**

-1. 本章の規定は、有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験において次の(1)及び(2)に掲げるサービスを提供する事業所に対して適用する。なお、事業所は、次の(1)及び(2)のサービスの両方を提供できることが望ましい。

(1) サンプル水の採取及び分析

(2) 自己監視パラメータ評価

-2. 船籍国政府が特別な要件を有する場合には、当該要件にも適合しなければならないことに注意する必要がある。

#### **18.1.2 事業所の一般要件**

-1. 事業所は、各処理技術の特性及び限界並びに自己監視パラメータを含む、有害水バラスト処理設備の運用について熟知していなければならない。

-2. 事業所は、サンプル水中の微生物数を測定する試験機関も含めて、ISO/IEC 17025 (その後の改正を含む。)又はこれと同等の基準に従って認証を受けていなければならない。

-3. 事業所は、1.2.8-1.にかかわらず造船所を含む有害水バラスト処理設備の製造者及びサービスステーションから独立していなければならない。

-4. 事業所は、サンプル水の簡易分析に係る内部手順の検査員への提出を求められることがある。

-5. 事業所は、技術者が18.3.1に掲げる事項を満足することを証明する文書を有していなければならない。

-6. 事業所は、18.3に定める技術者により、バラスト水管理設備規則検査要領附属書2.1.3-2.(10)「コミッショニング試験の実施要領」に従って、有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験を実施しなければならない。

### **18.2 品質システム**

#### **18.2.1 作業手順書**

1.2.4に定める作業手順書には、少なくとも次に掲げる事項についての記載がなければならない。

(1) 各サイズの生物に応じたサンプルの採取、取扱い及び分析の手順

(2) 有害水バラスト処理設備の正常運転に係る評価の手順

(3) 有害水バラスト処理設備の正常運転に係る評価の記録及び報告の手順

(4) サービスの提供に用いられる機器の操作の手順 (較正、調整及び保守を含む)

#### **18.2.2 教育・訓練手順書**

1.2.2に定める教育・訓練手順書には、少なくとも18.3.1に掲げる事項を含めなければならない。

らない。

### **18.2.3 事業所が参照すべき文書**

事業所は、次の(1)から(8)に掲げるIMO文書（その後の改正を含む。）を常時利用可能にしておかなければならない。

- (1) Res. MEPC.300(72)
- (2) Res. MEPC.173(58)
- (3) BWM.2/Circ.42/Rev.2
- (4) BWM.2/Circ.70/Rev.1
- (5) BWM.2/Circ.61
- (6) BWM.2/Circ.69
- (7) Res. MEPC.279(70)
- (8) Res. A.1120(30)

## **18.3 技術者**

### **18.3.1 教育・訓練・資格等**

-1. 技術者は、次の(1)から(3)に掲げる事項を満足するものでなければならない。

- (1) 生物学的効果を評価するため、バラスト水分析のための種々の機器の使用に関する知識を有すること。
- (2) 有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験を実施するにあたって十分な工学的及び生物学的知識があることを証明する文書を有すること。
- (3) 18.2.3(3)及び(4)に掲げる文書に関する知識を有すること。

-2. 前-1.に加え、18.1.1-1.(1)にいうサンプル水分析を実施する技術者は、次の(1)から(4)に掲げる事項を満足するものでなければならない。

- (1) 持運び式のサンプル水簡易分析機器の適切な使用に関する訓練を受けていること。  
(機器の適切な使用を確認するため、本船上で訓練記録の確認及び／又はインタビューが実施される場合がある。)
- (2) サンプリング設備の設計思想を熟知していること。また、サンプリング設備の清潔を保ち、汚染を避ける必要性及びサンプル水中の生物の死滅を防止するためにサンプリング設備からのサンプル水の流量を適切に制御することの重要性を理解していること。
- (3) サンプル水簡易分析機器に利用されている技術を熟知し、水質の問題が当該機器の正しい使用及び不適切な使用に与える影響を理解していること。
- (4) コミッショニング試験の実施後、サンプル水を適切に廃棄する手順に関する訓練を受けていること。

-3. 前-1.に加え、18.1.1-1.(2)にいう自己監視パラメータ評価を実施する技術者は、次の(1)から(3)に掲げる事項を満足するものでなければならない。

- (1) バラスト水管理設備規則1編2章2.1.1(22)にいうSDL及び自己監視パラメータ(流量、圧力、総残留オキシダント(TRO)濃度、紫外線透過率等)並びにSDLから逸脱した状態で運転された場合に技術者がどのようにそれを認識するかについて知識を有していること。この知識は、自動監視装置が正常な運転状態を示しているかの評価に関連する。
- (2) バラスト作業中に事業所が立ち会わない場合、事業所は、バラスト作業中に有害水

バラスト処理設備が正常に作動していたことを確認するため、その運転記録を入手する方法について、知識を有していること。

- (3) SDLを考慮の上、該当する自己監視パラメータ（流量、圧力、総残留オキシダント（TRO）濃度、紫外線透過率等）を評価する手順及び知識を有していること。

## **18.4 記録の作成と本会への報告**

### **18.4.1 記録の作成**

事業所は、以下の(1)及び(2)に掲げる事項について、記録しなければならない。

- (1) 処理性能のばらつき、発せられた警報及び異常運転に関する記録情報又は技術者の観察事項を含む、コミッショニング試験中の有害水バラスト処理設備の作動内容  
(2) 自己監視パラメータ

### **18.4.2 本会への報告**

-1. 事業所は、コミッショニング試験の結果詳細を記載した報告書を本会に提出しなければならない。

-2. 報告書には、コミッショニング試験に使用された分析機器の情報及び本会が当該機器を適当と認めたことを示す文書への参照を含めなければならない。

-3. 報告書は、少なくとも次に掲げる事項を含め、本会が適当と認めた書式を用いて作成しなければならない。

- (1) 有害水バラスト処理設備の製造者名称  
(2) 有害水バラスト処理設備の種類  
(3) SDL及び有害水バラスト処理設備の制御手法  
(4) 有害水バラスト処理設備の運転に必要な操作（バラスト注排水、循環、一回処理、タンク内操作等）  
(5) 有害水バラスト処理設備の定格処理能力（ $m^3/h$ ）  
(6) 関連する性能指標（総残留オキシダント（TRO）濃度、紫外線量、紫外線強度、流量等）  
(7) コミッショニング試験中に発せられた警報  
(8) 有害水バラスト処理設備の搭載位置  
(9) 有害水バラスト処理設備の型式証明書の発行者名及び証明書番号  
(10) 有害水バラスト処理設備の搭載日  
(11) コミッショニング試験の手法  
(12) サンプル水の採取及び分析の結果（18.4.1にいう記録及び分析機器から出力された生のデータを含む）  
(13) コミッショニング試験に使用した、バラストポンプ流量及びバラストタンク容量  
(14) 特記事項（フィルター及び他の主要な部品に関する情報、経過計測値等）

## 附 則

1. この規則は、2022年6月30日から施行する。